

第6期春日市障がい福祉計画

第2期春日市障がい児福祉計画〈概要版〉



1 計画策定について

障害者基本法にのっとり、障がいの有無によって隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、共に支え合いながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

本計画は、障害者総合支援法第88条の規定に定める「障害福祉計画」、及び児童福祉法第33条の20の規定に定める「障害児福祉計画」を一体的に策定するもので、国の基本指針に則して令和3年度から令和5年度までの3か年における障害福祉サービスや、障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業の種類ごとの必要な量の見込み及び確保のための方策等を定める計画です。

2 春日市の計画の目指す姿

障害者基本法第11条第3項の規定に基づき令和2年3月に策定した「第5次春日市障がい者福祉長期行動計画（春日市障がい者あったかプラン）」で定めた基本理念と同じく、

『障がいのある、ないにかかわらず、すべての人がお互いの人権や
尊厳を大切にし、地域で支え合いながら生き生きとした
人生を送ることができる社会』

の実現を目指します。



3 計画の方向性

国が示している「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」の基本的理念等を基に本市の計画の方向性を定めます。

- ① 自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 地域生活への移行、継続支援、就労支援等
- ③ 地域共生社会の実現
- ④ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑤ 相談支援体制の充実
- ⑥ 障がい福祉人材の確保



4 本計画の目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

事項（令和5年度末時点）		目標値
施設入所者数	令和元年度末時点の施設入所者数(94人)から1.6%削減	92人
地域生活移行者数	令和元年度末の施設入所者数の6%が地域生活に移行	6人

福祉施設から地域生活へ移行するに当たり、施設や医療機関及び相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、必要な福祉サービスの利用につなげることができるよう、相談等の支援を行います。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を設置し、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保できるような精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ることについて検討します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、障がい者やその家族が地域で安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図れる体制として、令和5年度までに地域生活支援拠点等の整備することを目指します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

事項（令和5年度中）		目標値
福祉施設から一般就労への移行者数		19人
就労移行支援における一般就労移行者数		19人
就労移行支援等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援の利用者の割合		70%
就労定着率80%以上の就労定着支援事業所の割合		70%

目標達成に向け、今後も引き続き、各事業所間の連携を図るとともに、障害者就業・生活支援センターちくしゃハローワーク等各関係機関との連携も図ります。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援の拠点である基幹相談支援センターとして、引き続き総合的、専門的な相談支援の実施や相談支援体制強化の充実を図ります。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に市の職員が積極的に参加することや、事業所の請求内容のうちエラーとなった内容の分析結果等を活用する等により、事業所に対する適切な助言ができる体制ができるよう取り組みます。

(7) 障がい児支援の提供体制の整備等

事項（令和5年度末時点）	目標値
児童発達支援センター設置数	1か所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	有
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数	1か所
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所
医療的ケア児支援のための協議の場	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーター	設置

なお、令和3年度から、就学前の乳幼児から15歳までの児童を対象とした発達に関する相談等を実施し、必要に応じて、保育所・幼稚園、小中学校、障害児相談支援事業所、児童発達支援事業所等と連携し、教育・福祉の切れ目ない支援を実施していく「子ども発達支援室」をいきいきプラザに設置します。

5 障害福祉サービス等の見込み量

(1) 障害福祉サービス

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	2,600	2,700	2,800
	人/月	140	150	160
重度訪問介護	時間/月	800	1,100	1,200
	人/月	2	3	3
同行援護	時間/月	400	420	440
	人/月	13	14	15
行動援護	時間/月	150	160	170
	人/月	9	10	11
重度障害者等包括支援	時間/月	100	100	100
	人/月	1	1	1
生活介護	人日/月	3,400	3,500	3,600
	人/月	170	175	180
自立訓練(機能訓練)	人日/月	40	50	60
	人/月	2	3	4
自立訓練(生活訓練)	人日/月	180	190	200
	人/月	11	12	13
就労移行支援	人日/月	1,000	1,100	1,200
	人/月	65	70	75
就労継続支援(A型)	人日/月	2,400	2,600	2,800
	人/月	125	135	145
就労継続支援(B型)	人日/月	3,000	3,200	3,400
	人/月	180	195	210
就労定着支援	人/月	15	20	25
療養介護	人/月	8	8	8

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	人日/月	120	125	130
	人/月	30	31	32
短期入所（医療型）	人日/月	10	10	10
	人/月	2	2	2
自立生活援助	人/月	1	2	3
共同生活援助	人/月	90	95	100
施設入所支援	人/月	94	93	92
計画相談支援	人/月	750	800	850
地域移行支援	人/月	2	3	4
地域定着支援	人/月	1	2	3
児童発達支援	人日/月	2,000	2,200	2,400
	人/月	330	360	390
医療型児童発達支援	人日/月	10	10	10
	人/月	1	1	1
放課後等デイサービス	人日/月	4,200	4,500	4,800
	人/月	300	310	320
保育所等訪問支援	人日/月	12	15	18
	人/月	4	5	6
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	10	10	10
	人/月	1	1	1
障害児相談支援	人/月	500	550	600
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人/月	1	1	1

(2) 地域生活支援事業

サービス種類	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施事業数	2	2	2
相談支援事業				
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	1	1
障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2
成年後見制度利用支援事業	人/年	3	3	3
意志疎通支援事業				
手話通訳派遣事業	実利用者数	330	330	330
要約筆記者派遣事業	実利用者数	25	25	25
手話通訳者設置事業	実利用者数	1	1	1
日常生活用具給付等事業				
介護・訓練支援用具	件/年	6	7	8
自立生活支援用具	件/年	17	19	21
在宅療養等支援用具	件/年	22	24	26
情報・意思疎通支援用具	件/年	20	22	24
排泄管理支援用具	件/年	2,100	2,200	2,300
在宅生活動作補助用具（住宅改修）	件/年	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	人/年	15	15	15
地域活動支援センター機能強化事業	実施箇所数	1	1	1
移動支援事業	人/年	125	130	135
	時間/年	10,425	10,842	11,259
訪問入浴サービス	実施事業数	14	14	15
更生訓練費	人/年	65	70	75
日中一時支援				
日中一時支援事業	人/年	27	29	31
県立太宰府特別支援学校放課後等支援事業	人/年	13	13	13
自動車運転免許取得・改造助成	人/年	5	5	5
レクリエーション活動支援（水泳教室）	人/年	40	40	40
点字・声の広報等発行	人/年	8	8	8
発達障害児者家族等支援事業（家族のスキル向上支援）	人/年	20	30	40

障害福祉サービス、地域生活支援事業やその他事業の詳細や利用方法等については、本市が毎年度発行している障がい者福祉のしおり「まごころ」に記載しています。

 みんなで春をつくろう

編集・発行 春日市福祉支援部福祉支援課
電話 092-584-1111 FAX 092-584-1154